



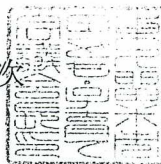
平成27年7月27日

東久留米市長

並木 克巳 殿

東久留米市子ども・子育て会議

会長 菅原 良次



答 申 書

平成27年2月26日付26東久子子発第801号をもって諮問のあった、子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について、慎重な審議の結果、ここに成案を得たため、次のとおり答申する。

1 答申内容

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担の適正なあり方について

平成27年4月から実施されている、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」）において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する子どもの保護者の利用者負担額については、子どもの年齢や利用する施設等に応じた支給認定区分ごとに、市が定めている。

そのような中、新制度により導入された、幼稚園や認定こども園を利用する1号認定に係る、市が定める利用者負担額（以下「市利用者負担額」）は、国基準と同額となっている。

一方、認定こども園や保育所等を利用する2号認定・3号認定に係る市利用者負担額については、従前の制度における認可保育所利用に係る保育料基準表を新制度に合わせた形で設定されている。このことから、市利用者負担額の総額は、国基準月額基準表を適用し利用者負担額を算出した場合の半額程度となっており、国基準利用者負担額と市利用者負担額の差額分については、市が一般財源で補填している現状がある。

また、市が過去5年間に待機児童解消を進めてきた中においても、保育所



等の設備に係る一時的な経費として約305,609千円、経常経費として毎年約116,522千円を市の一般財源から支出している。

現在の厳しい財政状況下において、今後、東久留米市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」）に沿って、待機児童解消策や保育サービスの拡充をはじめとした需要の高い子育て支援を充実させていくには、利用者に相応な負担をいただくという観点から、現行の市利用者負担額を引き上げることも必要と思料する。

具体的な利用者負担額の検討にあたっては、現行の市利用者負担額月額基準表を基に、次の視点により順に調整していく。

ア. 現行の1号認定と2号認定の市利用者負担額の設定上、同じ市民税所得割額の水準でありながらも、利用時間が8時間までとされる保育短時間のサービスを受ける2号認定の利用者負担額より、4時間の幼児教育を受ける1号認定の利用者負担額の方が高くなる、いわゆる「ねじれ現象」が生じている階層が存在している。1号認定と2号認定の利用者負担額の公平性を確保する観点から、この「ねじれ現象」を是正するため、対象階層のうち、2号認定（保育短時間）のD1階層に月額1,400円、D3階層に月額1,800円を増額する。また、保育短時間の利用者負担額は、保育標準時間の98.3%で設定されていることから、2号認定（保育標準時間）についても、当該月額増額分である1,400円、1,800円をそれぞれ0.983で除し端数処理をした額として、D1階層に月額1,400円、D3階層に月額1,800円を増額する。なお、D11階層～D14階層においては、後述のウにより、「ねじれ現象」の是正を含めた調整をすることとする。

イ. アの調整により、同じ階層において、2号認定の利用者負担額よりも3号認定の利用者負担額が低くなるという現象を解消するため、保育短時間、保育標準時間共に3号認定のD1階層とD3階層にそれぞれ月額1,400円、月額1,800円を増額する。

ウ. 2号認定（保育標準時間）及び3号認定（保育標準時間）の各階層の収入における利用者負担額の割合、いわゆる応能負担割合は、D10階層以降で低くなるという傾向がある。このことについては、これまでも課題とされてきたところでもあり、各階層間の応能負担割合の公平性を期すとともに利用者負担額の適正化を図っていく必要がある。このため、D10階層～D16階層の応能負担割合を、D3階層～D9階層の応能負担割合の平均値に合わせる対応を行い、2号認定（保育標準時間）に

については、D10階層～D16階層において月額3,100円～20,800円の増額、3号認定（保育標準時間）については、D10階層は月額800円の減額とし、D11階層～D16階層において月額1,700円～4,500円の増額とする。

エ. とりわけ高所得者階層への影響や今年度4月1日時点の待機児童数を基にした今後の待機児童解消策に要する費用等に鑑み、ウの調整により算出された、各階層の月額増減額分について、0.75を乗じ端数処理をした額を当該各階層の月額増減額分とする調整を行い、2号認定（保育標準時間）については、D10階層～D16階層において月額2,300円～15,600円の増額、3号認定（保育標準時間）については、D10階層は月額600円の減額とし、D11階層～D16階層において月額1,200円～3,300円の増額とする。

オ. 2号認定、3号認定共に保育短時間の利用者負担額は、保育標準時間の98.3%とされていることから、エの調整による保育標準時間のD10階層以降の各階層の利用者負担額にそれぞれ0.983を乗じ端数処理をした額を保育短時間の当該利用者負担額とする。

カ. 付加徴収金額については、対象者の範囲が明確ではなく、現在徴収している保護者もないこと、また、国の基準表からも削除されたことから、市利用者負担額月額基準表から削除する。

なお、これらの具体的な利用者負担額の検討結果としての市利用者負担額月額基準表については、別表のとおりとする。

(2) 認可外保育施設の利用に係る保護者助成について

認可外保育施設を利用する際の利用料と特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担額の格差解消の観点から、認可外保育施設を利用する保護者への助成を行うこととする。

助成額については、第1子に月額5,000円、第2子以降に月額7,000円を基本とする。助成にあたっては、認可外保育施設を利用する際の利用料について、適切に把握をするとともに、助成後の実質的な利用料が、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担額を下回らないよう配慮する。

なお、助成に要する費用については、特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の利用に係る利用者負担の適正なあり方の検討結果による、利用者負担額改定分等を財源とする。

(3) 子ども・子育て支援新制度における、学童保育所の利用に係る利用者負担の適正なあり方について

学童保育所については、これまでも市が多くの一般財源を投入する中で管理運営を行ってきた現状がある。そのような中、新制度においては、市が定める設備及び運営基準による利用対象児童の拡大や事業計画における提供体制の確保へ向け、その管理運営費用は増加傾向となる見込みである。今後とも需要の高い子育て支援を充実させていくには、利用者に相応な負担をいただくという観点から、現行の学童保育所の利用者負担額を引き上げることも必要と思料する。

具体的な利用者負担額の検討にあたっては、国が示す国庫補助における学童保育所運営費の負担の考え方等を基に、次の視点により順に調整していく。

ア. 新制度において、国庫補助対象の学童保育所管理運営費の2分の1が保護者負担、6分の1ずつを国、都、市が負担するという、国庫補助における学童保育所運営費の負担の考え方が示されている。この考え方に市の平成27年度一般会計当初予算における学童保育所管理運営費及び入所定員数を適用すると、利用者負担額の総額は約83,483千円となり、一人あたり月額利用者負担額として理論値で約6,600円が算出される。このことから、学童保育所の利用者負担額については、月額基本額6,600円とする。

イ. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担における多子世帯への軽減に鑑み、同一世帯で学童保育所利用児童が2人以上の場合の利用者負担額は、第2子については、アの調整により算出された月額基本額の半額である月額3,300円、第3子以降を無料とする。

ウ. 現行、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯については、申請により学童保育所の利用者負担が免除されているが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担における2号認定及び3号認定C階層の設定による低所得世帯への配慮に鑑み、新たに市民税均等割のみ課税世帯について、申請により利用者負担額を月額2,200円とする。なお、当該世帯に係る多子軽減として、同一世帯で学童保

育所利用児童が2人以上の場合、第2子については、減額後の利用者負担額の半額である月額1,100円、第3子以降を無料とする。

2 経過

当会議では、諮問事項について、次の項目ごとに掲げる視点等を斟酌し検討を行った。

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担の適正なあり方について

ア. 市が定める認定区分ごとの利用者負担額と国基準利用者負担額の関係

イ. 市が定める1号認定と2号認定の利用者負担額の公平性

ウ. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の提供体制の確保に伴い

市が支出する一時的な設備費補助及び経常的な運営費負担金

エ. 市が定める各所得階層における利用者負担額の応能負担割合

(2) 認可外保育施設の利用に係る保護者助成について

ア. 認可外保育施設を利用する際の利用者負担と特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担の格差解消

(3) 子ども・子育て支援新制度における、学童保育所の利用に係る利用者負担の適正なあり方について

ア. 市が定める利用者負担額と国庫補助における学童保育所運営費の負担の考え方との関係

イ. 学童保育所の提供体制の確保に伴い、市が支出する一時的な設備費補助及び経常的な運営費負担金

検討にあたっては、平成27年2月26日開催の平成26年度第11回会議から平成27年度第4回会議まで、6回に及ぶ慎重な審議を行ったものである。

成案の取りまとめの結果、利用者負担等が変更される際には、保護者をはじめとした市民や事業者への丁寧な説明と十分な周知に努められたい。

また、今後も市の子育て支援への取り組みが一層促進されるとともに、市民のニーズを踏まえた提供体制の実現を切に望む次第である。

利用者負担額月額基準表

別表

(単位:円)

階層 区分	条 件	保育標準時間		保育短時間	
		3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B1	ひとり親世帯等で市民税非課税世帯	0	0	0	0
B2	ひとり親世帯等を除き市民税非課税世帯	1,000	1,500	900	1,400
C	市民税課税(均等割のみ)の世帯	2,200	3,500	2,100	3,400
D1	市民税所得割額が 55,200円未満の世帯	8,500	9,900	8,300	9,700
D2	〃 63,600円未満の世帯	9,700	11,100	9,500	10,900
D3	〃 78,000円未満の世帯	14,000	15,400	13,700	15,100
D4	〃 105,600円未満の世帯	14,400	16,100	14,100	15,800
D5	〃 126,000円未満の世帯	16,300	20,200	16,000	19,800
D6	〃 144,000円未満の世帯	18,500	23,000	18,100	22,600
D7	〃 159,600円未満の世帯	19,900	25,800	19,500	25,300
D8	〃 170,100円未満の世帯	21,200	28,500	20,800	28,000
D9	〃 182,100円未満の世帯	22,800	30,500	22,400	29,900
D10	〃 230,100円未満の世帯	25,300	32,100	24,800	31,500
D11	〃 260,900円未満の世帯	29,000	37,400	28,500	36,700
D12	〃 278,900円未満の世帯	31,400	41,000	30,800	40,300
D13	〃 299,900円未満の世帯	33,500	44,000	32,900	43,200
D14	〃 347,900円未満の世帯	36,300	48,600	35,600	47,700
D15	〃 398,900円未満の世帯	39,500	53,200	38,800	52,200
D16	〃 398,900円以上の世帯	40,900	55,400	40,200	54,400